

「碍」の字表記問題再考（2）

「碍」の字追加に関する政府見解

2012年5月29日の衆議院第180回国会において公明党議員より、内閣総理大臣宛に「碍」の常用漢字への追加に関する質問主意書が提出されている。それに対する政府の回答は次の通りである。

「碍」の常用漢字への追加に関する質問に対する答弁書（原文）

一から三までについて

現代の国語を書き表すための漢字使用の目安である「常用漢字表」（平成二十二年内閣告示 第二号）の字種は、文化審議会によって、その漢字が一般の社会生活において頻繁に使用され、他の熟語の構成要素ともなっていることなどを基準として選定されたものであり、現行の全ての常用漢字は、当該基準に合致していると判断されたものである。一方、「碍」については、同審議会によって、当該基準に合致していないと判断され、常用漢字表の字種として選定されなかったところである。

四について

御指摘の「漢字圏」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、諸外国におけるお尋ねの「使用例」について 詳細に把握しているものではないが、例えば御指摘の障害者の権利に関する条約（仮称）における「障害者」に当たる言葉は、中国語正文では「残疾人」とされており、大韓民国においては、ハングルで表記されているところであるが、漢字に置き換える必要がある場合には「障礙人」と表記されるものと承知している。

五及び七について

「障がい者制度改革推進本部」（以下「本部」という。）における「障害」の表記の在り方に関する検討結果によっては、「碍」の常用漢字表への追加に関して改めて文化審議会において検討することとされている。

六について

本部の下で開催されている「障がい者制度改革推進会議」においては、平成二十二年十二月十七日に「障害者制度改革の推進のための第二次意見」の取りまとめを行って以降、「障害」の表記の在り方を議題にはしていない。「障害」の表記の在り方については、これを検討事項とする本部において、意見集約の図り方も含めて引き続き検討を行ってまいりたい。

この一から三の回答のもとになった質問は、「一 常用漢字選定の基準を示されたい。二 現行の常用漢字はすべて「一」の基準を充たしていると考えるか。三 「碍」を新常用漢字表に加えなかった理由は何か。」である。これに対して文化審議会は、「一般の社会生活において頻繁に使用され、他の熟語の構成要素ともなっていることなどを基準として選定されたものであり、現行の全ての常用漢字は、当該基準に合致していると判断されたものである。一方、「碍」については、同審議会によって、当該基準に合致していないと判断され、常用漢字表の字種として選定されなかった。」という回答である。質問の三については「当該基準に合致していない」という記述だけで、一番聞きたい「碍」の字について、なぜ追加されなかったのかは今一つ、詳しく述べられていない。

四については、「中国、韓国等、漢字圏においては、我が国が法律等で表記する「障害者」と同様の使用例はあるか。」という質問であり、それに対する回答は国によって「残疾人、障礙人」な

ど表記が異なることは承知しているとのことである。

五及び七については、「内閣として『碍』を常用漢字表へ追加する意向はあるか。」「国は推進会議の後継組織である障害者政策委員会に「検討」「意見集約」を促していく考えはあるか。」の質問に対しては、取りまとめは内閣府推進本部で行うが、漢字の追加は文化審議会において検討するとの回答である。また、六については、今後も「障害」の表記について引き続き検討していくと述べている。

国会で審議されたこの答弁書を読む限りは、質問に対する回答が決定事項のみであり、その決定に至る経緯が詳しく記述されていないためよくわからない。

「碍」の字に対する意見募集

2010年の改訂に際して、文化庁文化審議会漢字小委員会（以下漢字小委員会）と内閣府障がい者制度改革推進会議（以下推進会議）では意見募集を行っている。そこでは常用漢字表の追加希望の上位にあがっていたのが「碍」の字である。推進会議の障害の表記に関する作業チームが行った調査では、表記に関して「障碍」と「障害」を支持する意見がともに約4割、「障がい」、「しょうがい」は1割という結果になっている。

漢字小委員会の意見募集では、「碍」の追加希望が86件寄せられており、これについて漢字小委員会では次のように整理している。

一つ目は、第2次世界大戦前は「障碍」という表記を用いており、本来の表記である「障碍」に戻すべきであるという意見。二つ目は、前述と同様に戦前は「障碍者」という表記しか存在しない。ゆえに、「障害者」ではなく、「障碍者」に戻すようにという意見。三つ目は、「障碍」と「障害」では意味が異なる。「害」は害虫とか、公害とか、災害と表記されるように悪い意味が含まれている。それ比して、「碍」には悪い意味はなく、大きな石の前で立ち止まる様を表すのが「障碍」であり、行く手を阻むという意味である。

寄せられた意見はいずれも、戦前使われていた障碍の表記に戻すべきであるというものである。加えて、当事者の心情として「害」の字で表記されることは不快であり、嫌悪感があるという意見である。

また、「障碍」の表記論争に対する障害者団体の声は「表記だけ変えても仕方ない」「差別や偏見を取り除くことが先決」とする根強い意見が存在している。しかし、なかには「言葉を換えると意識や社会のシステムが変わる」「『害』を不快に思う人がわずかでもいるなら配慮すべき」といった意見も寄せられている。

現在、自治体においては、「害」には否定的印象が強いとして、条例や部署名などにひらがな表記を混ぜた「障がい」を使用する例が各地で見られる。また、「碍」が常用漢字化されれば、それを使用する方向で検討するといった自治体もある。「障碍」の表記問題には、まだまだ表面化していない種々の問題が含まれており、そのことが「碍」の字表記論争に深く影響を与えている。いずれにせよ、「碍」が常用漢字表に含まれない文字である限り、公式に表記を検討することさえできない状況である。

2010年の常用漢字の改訂で多くの追加希望があったにもかかわらず、追加されなかった「碍」の字には何か深い意味がありそうである。

[参考文献]

内閣府『第5回障がい者制度改革推進会議議事録』2010年3月19日。